

## 別添

### 道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令に関する事務 処理要綱

#### 第1 総則

##### 1 目的

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）の規定に基づき、山形県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が放置車両の使用者に対して行う使用制限命令について必要な事項を定め、適正かつ効率的な事務処理を推進することを目的とする。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 車両の使用者 車両を使用する権原を有し、その運行を支配し、管理する者のことをいう。法人の使用車両については、当該法人が車両の使用者として、法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令を受ける客体となる。
- (2) 基準日 公安委員会が車両の使用者に対し放置違反金納付命令をした場合において、当該放置違反金納付命令に係る放置車両確認標章が取り付けられた日をいう。
- (3) 使用制限命令 法第75条の2第2項の規定による命令をいう。
- (4) 基準該当車両 使用制限命令の基準に該当する車両をいう。
- (5) 前歴 車両の使用者が、基準日前1年以内に、当該車両の使用の本拠において使用する車両の運転について、公安委員会から受けた使用制限命令をいう。
- (6) 免除歴 車両の使用者が、基準日前1年以内に、当該車両の本拠において使用する車両について、使用制限命令の基準に達したにもかかわらず、第2第2項第3号の規定により処分を免除されたことをいう。

#### 第2 車両の使用制限命令

##### 1 処分基準

令第26条の8に規定する車両の使用の制限の基準（以下「処分基準」という。）に該当することとなった車両の使用者に対する使用制限命令の処分期間の具体的量定は、処分量定基準（別表）に定める期間を超えない範囲とする。

##### 2 処分の加重、軽減又は免除

###### (1) 処分を加重することができる場合

当該基準該当車両の使用者が下命・容認若しくはこれに準ずる行為又は放置駐車違反を誘発するような行為をしたと認められる場合は、その悪質性に照らして、相当な範囲で、処分期間を加重することができるものとする。

###### (2) 処分を軽減することができる場合

次に掲げる事情のいずれかがある場合で、当該基準該当車両の使用者による運行管理の改善が期待できるときは、当該処分期間の2分の1を超えない範囲で処分期間を軽減することができるものとする。

ア 当該処分により公共輸送力の確保に著しい影響を生ずるおそれがあると認められる場合

イ 前歴及び免除歴がなく、かつ、被処分者の使用する自動車の台数が少ないため  
事業活動等に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる場合

ウ その他情状酌量すべき事情がある場合

(3) 処分を免除することができる場合

次に掲げる事情のいずれにも該当する場合は、当該処分を免除することができる  
ものとする。

ア 前歴及び免除歴がない場合

イ 基準日前6月以内に受けた放置違反金納付命令の回数が3回で、かつ、処分を  
決定しようとする時点において、すべての放置違反金納付命令について、放置違  
反金の滞納がない場合

ウ 基準該当車両の使用者が具体的な再発防止策を提示している場合等、放置駐車  
違反を防止するための運行管理の顕著な改善が十分に期待できる場合

(4) 処分の加重、軽減又は免除を行うに当たっての留意事項

処分の加重、軽減又は免除を行う場合にあっては、被処分者に車両を使用させる  
ことの危険性を慎重に検討した上で、社会的に相当と認められる範囲内で行うもの  
とする。特に処分の免除の判断は慎重に行うものとする。また、同一条件にある被  
処分者に対して不公平な取扱いとならないように配慮するものとする。

3 警察庁からの使用制限基準該当通報の受理

放置駐車違反管理システムにより、警察庁から基準該当車両の使用の本拠の位置を  
管轄する都道府県警察に通報される。また、放置違反金納付命令が取り消されたこと  
により、基準に該当しないこととなった場合にも同様に通報される。

4 使用制限基準該当性の確認

(1) 放置違反金納付命令書・車両の使用制限書の確認

前項前段の通報を受理した交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）  
は、当該基準該当車両に係る放置違反金納付命令書及び車両の使用制限書の写しを  
納付命令等を行った当該公安委員会から取り寄せ、当該通報に誤りがないか否か確  
認をするものとする。

(2) 基準該当車両の現状確認

交通指導課長は、前号の規定による確認の結果、通報に誤りがない場合は、自動  
車登録ファイル等により当該基準該当車両の使用者、使用の本拠の位置等の現状に  
ついて確認するものとする。

5 現状確認後の措置

交通指導課長は、前項第2号の規定による確認の結果、次の区分により必要な措置  
を講ずるものとする。

(1) 処分基準に該当する場合

ア 当該基準該当車両の使用の本拠が県内にあるとき

車両使用制限命令事案報告書（別記様式第1号）を作成し、事案の処理経緯を  
明らかにするとともに、次項以下の手続きを行う。

イ 当該基準該当車両の使用の本拠が県外にあるとき

当該基準該当車両の使用の本拠がある都道府県警察に対し、車両使用制限命令

事案報告書の写しにより事案を移送する。

(2) その他の場合

処分基準に該当しないとき、既に当該基準該当車両が滅失しているとき又は当該基準該当車両の使用者が変更されているときは、手続きを終了する。

6 地方運輸局からの意見聴取

交通指導課長は、使用制限命令をしようとする場合において、基準該当車両の使用者が道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第2項の規定による自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者であるときは、車両の使用制限命令に関する意見照会書（別記様式第2号）により、監督行政庁である地方運輸局から意見を聴取するものとする。

7 聴聞手続

(1) 総説

聴聞は、法第75条の2第3項において準用する法第75条第5項から第8項まで、行政手続法（平成5年法律第88号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。）の定めるところによるほか、下記により行うものとする。

(2) 聴聞の通知、公示等

ア 聴聞規則第8条に規定する聴聞通知書の発出に当たっては、あらかじめ、当該使用制限命令の基礎となる放置違反金納付命令の原因となった違反について、違反行為をした運転者が反則告知又は交通切符による検挙（以下「反則告知等」という。）を受けていないかどうかを確認し、反則告知等を受けている場合には、聴聞通知書の発出並びに聴聞の期日及び場所の公示をしばらく保留して、放置違反金納付命令が取り消されることとなるかどうかを見極めること。

イ 基準該当車両の使用者に聴聞通知書を送付（交付）するときは、受領書（別記様式第3号）を同時に送付（交付）し、これを徴すること。

ウ 聴聞の期日及び場所の公示は、別記様式第4号により行うこと。この場合において、当事者の所在が判明しないときは、行政手続法第15条第3項に規定する方法を、別記様式第5号により、公示と兼ねて行うこと。

8 処分決定

(1) 処分要件の再確認

交通指導課長は、警察本部長の決裁を受けようとする日の前日に、当該処分の基礎となる放置違反金納付命令の有無について、再度確認をすることとし、取消しが行われたことにより、処分要件を欠くこととなる場合は、手続きを終了するものとする。

(2) 処分の決定

警察本部長は、交通指導課長からの聴聞結果報告を受けて、使用制限命令を決定する。

(3) 聴聞後使用の本拠の位置が他都道府県に移転された場合の取扱い

交通指導課長は、聴聞後、処分決定前に、処分対象車両（以下「処分車両」とい

う。)の使用の本拠の位置が他都道府県に移転された場合は、当該都道府県警察に事案を移送する。この場合において、交通指導課長は、車両使用制限命令事案報告書の写し、処分量定に関する意見を記載した書類その他関係書類を併せて送付するものとする。

(4) 当事者が所在不明の場合

聴聞手続を行政手続法第15条第3項の規定により行い、聴聞が終了してもなお当事者が所在不明の場合は、所在調査を継続するものとする。

9 処分執行

(1) 処分執行者

処分執行は、処分車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長が行うこととする。ただし、内容が重要若しくは異例であるもの、紛議の生じるおそれがあるもの又は特別な事情があるものについては、交通指導課長が行なわなければならない。

(2) 処分執行要領

ア 使用制限書の作成

交通指導課長は、公安委員会が処分決定をした事案につき、車両の使用制限書(別記様式第6号。以下「使用制限書」という。)を作成するものとする。

イ 使用制限書及び運転禁止標章の送付

交通指導課長は、処分車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長に対して、使用制限書及び規則第9条の15で定める様式の標章(以下「運転禁止標章」という。)を送付するものとする。ただし、交通指導課長が処分執行を行うときは、この限りでない。

ウ 処分責任者の指定

処分の執行及び処分期間中における処分車両等の確認、運転禁止標章の除去に関する業務が適正に行われるようにするため、警察署長が処分執行を行うときは、警察署の交通課長(交通第二課長及び地域交通課長を含む。)を処分責任者に指定するものとする。ただし、交通指導課長が処分執行を行うときは、交通指導課指導取締担当課長補佐を処分責任者に指定するものとする。

エ 処分の執行

イの使用制限書及び運転禁止標章の送付を受けた警察署長又は交通指導課長は、処分車両の使用者(以下「被処分者」という。)に対して、速やかに使用制限書を交付するとともに、当該処分車両の前面の見やすい箇所に運転禁止標章を貼付するものとする。この場合において、運転禁止標章の貼付状況及び処分車両の走行距離計の走行距離数を写真撮影等により記録するとともに、車両使用制限処分執行報告書(別記様式第7号)に被処分者の署名押印を徴するものとする。

オ 処分執行結果の報告

処分執行を行った警察署長又は交通指導課長は、車両使用制限処分執行報告書を作成し、警察署長にあつては交通指導課長に送付するものとする。

カ 他の都道府県警察に対する処分執行依頼

処分決定後、処分執行を行うまでの間に、処分車両の使用の本拠の位置が他の都道府県警察の管轄区域内に変更された場合、交通指導課長は、変更先の都道府

県警察に対し、車両使用制限処分執行依頼書（別記様式第8号）に使用制限書、運転禁止標章その他関係書類を添付して処分の執行を依頼するものとする。

#### キ 関係記録の保存

処分執行者は、処分を執行した事案の関係書類を処分年月日順に整理し、処分執行の日から3年間保存するものとする。この場合において、処分決定をしたが被処分者が所在不明等のため、処分未執行となっている事案については、処分決定の順に整理保管するものとする。

#### ク 管理簿の作成

交通指導課長は、車両の使用制限に関する事務を管理するため使用制限管理簿（別記様式第9号）を作成し、処分状況等を記載するものとする。

### (3) 処分執行の留意事項

#### ア 被処分者又は代理人等の立会い

処分執行は、被処分者又は代理人等（以下「被処分者等」という。）の立会いを得て、これを行うことを原則とする。この場合において、被処分者が法人の場合は必ずしも法人の代表者を立ち合わせることを要しないが、処分車両の属する営業所の長等処分車両の運行について責任を有する者を立ち合わせて行うものとする。

#### イ 被処分者等が立会い等を拒否する場合の取扱い

被処分者等が、処分執行への立会いを拒否し、又は使用制限書の受領を拒否する等の場合は、極力、被処分者等を説得して処分執行を行うこととするが、被処分者等があくまでも処分執行手続きに応じない場合においては、使用制限書を被処分者の自宅郵便受けに投函する等、社会通念上被処分者の支配下に入ったと認められる状態にした上で、処分車両に運転禁止標章を貼付することによって、処分執行を行うものとする。この場合において、特に、次の事項に留意すること。

(ア) 処分車両が被処分者の自宅駐車場等車両の運行を制限しても違法迷惑にならない場所に所在している時に、処分執行を行うこと。

(イ) 被処分者等に対し、車両に運転禁止標章を貼付すること、及び使用制限期間中に処分車両を運行し、又は運転禁止標章を取り除く行為は、罰則により処罰の対象になることを口頭で告げること。

(ウ) 処分執行の状況については、確実に記録しておくこと。

### 10 運転禁止標章の除去

#### (1) 申請に基づく運転禁止標章の除去

交通指導課長は、法第75条の2第3項において準用する法第75条第10項の規定により、車両の使用からの申請を受けて、処分車両を被処分者に使用させることがないことが確認できる場合は、運転禁止標章を除去するものとする。

ア 規則第9条の16に規定する標章除去申請書の受理は、交通指導課長が行うものとする。

イ 交通指導課長は、標章除去申請書及び添付された関係書類について審査し、法第75条の2第3項において準用する法第75条第10項の規定に基づき、警察署長に対し運転禁止標章の除去を通知し、処分執行した警察署長が、処分責任者をして

取り除かせるものとする。

(2) 処分期間終了時の運転禁止標章の除去

処分執行時に処分車両に貼付した運転禁止標章は、処分期間終了時に、処分執行した警察署長が、処分責任者をして取り除かせるものとする。この場合において、警察署長は、運転禁止標章除去報告書（別記様式第10号）に除去した運転禁止標章を貼付し、その状況を交通指導課長に報告するものとする。

11 処分についての警察庁への報告

交通指導課長は、処分が決定されたとき、及び処分執行が行われたときは、その旨及び処分の内容を、放置駐車違反管理システムにより、警察庁に報告するものとする。

12 処分の実効性確保のための措置及び命令違反事件の検挙

(1) 処分執行後の措置

処分期間中及び処分期間終了時に、必要に応じて、運転禁止標章の貼付状況及び走行距離数に変化がないかどうかの確認をすること。

(2) 命令違反事件の積極的な検挙

ア 処分車両が処分期間中に運転されているのが現認された場合、処分執行時と走行距離数に変化が見られる場合等命令違反（罰則法第119条第1項第12号及び第123条）が疑われるときは、現行犯逮捕等の措置も含め、積極的に捜査し、検挙の措置を講じること。

イ 命令違反の主体となるのは、被処分者である車両の使用者であるが、法第123条の規定により、当該使用者の代理人、使用人その他の従業者が、当該使用者の業務に関して対象車両を運転し又は運転させた場合は、その行為者も処罰の対象となることに留意すること。

ウ 処分期間終了前に運転禁止標章が破損等され、又は取り除かれた場合は、法第75条第11項違反（罰則法第121条第1項第9号）として積極的に捜査し、検挙の措置を講じること。

別表

処 分 量 定 基 準

前歴の回数・ 納付命令の 回数 車両の種類	前歴なし			前歴1回			前歴2回 以上
	3回	4回	5回 以上	2回	3回	4回 以上	1回以上
大型自動車、中型自動車、 大型特殊自動車又は重被 牽引車	30日	40日	50日	60日	70日	80日	3月
普通自動車	20日	30日	40日	40日	50日	2月	2月
大型自動二輪車、普通自 動二輪車、小型特殊自動 車又は原動機付自転車	10日	15日	20日	20日	25日	1月	1月

(表)

第 号								
車両使用制限命令事案報告書								
年 月 日								
公安委員会 殿								
山形県警察本部交通部交通指導課長 印								
<p>下記の者は、道路交通法第75条の2第2項に規定に基づく処分事案に該当すると認められるので報告する。</p>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 5px;">使用者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)</td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">使用者の住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">車両の番号標の番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">事 案 の 内 容</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;">                     当該使用制限基準に該当することとなった放置違反金納付命令・使用制限歴の状況を記載                 </div> </td> <td></td> </tr> </table>	使用者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)		使用者の住所		車両の番号標の番号		<p style="text-align: center;">事 案 の 内 容</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;">                     当該使用制限基準に該当することとなった放置違反金納付命令・使用制限歴の状況を記載                 </div>	
使用者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)								
使用者の住所								
車両の番号標の番号								
<p style="text-align: center;">事 案 の 内 容</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;">                     当該使用制限基準に該当することとなった放置違反金納付命令・使用制限歴の状況を記載                 </div>								

(裏)

処 理 結 果				
使用制限該当等 通報年月日	該当通報	年	月	日
	中止通報	年	月	日
放置違反金納付命令書・使用制限命令書の確認				
該当車両・使用者等の現状確認				
処分量定	日間	免除	年	月 日
	照会書発出	年	月	日
運輸支局の意見	照会先			
	意見			
聴聞の主宰者	所属	階級等	氏名	
放置違反金納付命令取消事由の確認①	確認日	年	月	日
	告知等	年	月	日
	内容	取消事由の有無	有・無	反則金納付確認
聴聞通知年月日	年 月 日(発出した日)			
聴聞公示年月日	年 月 日(掲示した日)			
代理人・参加人・補佐人の出頭等				
聴聞期日・場所変更				
文書閲覧請求				
聴聞期日	年 月 日			
聴聞出席者				
陳述書及び証拠書類等の提出・還付				
聴聞続行・再開				
聴聞調書等閲覧請求				
放置違反金納付命令取消事由の確認②	確認日	年	月	日
	告知等	年	月	日
	内容	取消事由の有無	有・無	反則金納付確認
処分決定年月日	年 月 日			
決定日数	日間			
処分執行年月日	年 月 日			
運転禁止期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
処分執行者	所属	階級等	氏名	
使用制限命令等違反				
処分執行依頼	依頼日	年 月 日		
	依頼先			
標章除去申請				
備考				

第 号

車両の使用制限命令に関する意見照会書

年 月 日

運輸局長 殿

山形県公安委員会 印

次のとおり、道路交通法第75条の2第2項の規定に基づき、車両の使用制限命令を行う予定であるので、意見があれば、年 月 日までに、文書をもって回答願います。

なお、期日までに回答がない場合には、意見がないものとして取り扱います。

記

- 1 対象者  
事業所名  
  
所在地  
  
代表者氏名
- 2 処分理由等  
別紙のとおり。

取扱者の氏名及び電話番号	
--------------	--

別紙

<p>処 分 の 理 由</p>		
<p>処分の年月日(予定)</p>	<p style="text-align: center;">年            月            日</p>	
<p>処分の期間(予定)</p>	<p style="text-align: center;">日 間</p>	
<p>処分に係る車両</p>	<p>登録(車両)番号</p>	
	<p>使用の種別</p>	
<p>その他参考事項</p>		

別記様式第3号

受 領 書

年 月 日付け第 号による「聴聞通知書」1通を確かに受領いたしました。

年 月 日

住 所

氏 名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

出席の有無(該当数字に○印)

- 1 出席します。
- 2 出席しませんから、欠席のまま審理してください。
- 3 下記の代理人が出席します。

代 理 人 資 格 証 明 書

聴聞通知書( 年 月 日付け第 号)により通知のあった車両の使用制限命令に関する聴聞には、私に代わって次の者を代理人として選任し、聴聞に関する一切の手続をすることを委任します。

代理人(連絡先)

住 所

氏 名

年 月 日生

当事者との関係

山形県公安委員会 殿

第 号

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令について、同条第3項において準用する同法第75条第4項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

年 月 日

山 形 県 公 安 委 員 会 印

記

1 聴聞の期日 年 月 日 時 分開始

2 聴聞の場所

第 号

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令について、同条第3項において準用する同法第75条第4項の規定に基づく公開による聴聞を次のとおり行う。当事者の所在が不明のため行政手続法第15条第3項の規定により当事者に対する通知は、この告示をもって代える。

年 月 日

山 形 県 公 安 委 員 会 印

記

- 1 聴聞の期日 年 月 日 時 分開始
- 2 聴聞の場所
- 3 当事者 住所

氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

- 4 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

- 5 その他

聴聞に関する事項を記載した書面は、当事者から請求があればいつでもこれを交付する。

交付年月日	・	・
交付番号		
車 両 の 使 用 制 限 書  山 形 県 公 安 委 員 会 印		
命 令 の 年 月 日	年 月 日	
使用者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所		
使用の本拠の位置		
車両の番号標の番号		
運 転 禁 止 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
運 転 禁 止 の 理 由		

(裏)

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に山形県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

第 号

車両使用制限処分執行報告書

年 月 日

山形県公安委員会 殿

警察署長 印

車両の使用制限書の交付日時	年 月 日 時 分
同上交付場所	
被交付者の住所、氏名	
標章を貼付した車両の番号標の番号	
処分執行した警察職員の官職氏名	
備 考	

車両の使用制限書受領書

車両の使用制限書を受領しました。

年 月 日  
署名

第 号

車両使用制限処分執行依頼書

年 月 日

公安委員会 殿

山形県公安委員会 

下記の者に対する車両の使用制限命令に関する処分の執行を依頼します。

使用制限書番号		第 号
被 処 分 者	車両の使用者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所	
	車両の番号標の番号	
執行依頼の理由		
添 付 資 料		<input type="checkbox"/> 使用制限書 通 <input type="checkbox"/> 標 章 通 <input type="checkbox"/> その他( )

別記様式第9号

使用制限管理簿

番号	使用者の氏名 (法人名称・代表者氏名)	登録(車両)番号 (車両の種類)	使用制限基準該当性の確認					聴聞手続		処分決定		処分執行		
			通報受理	納付命令	使用制限	現状確認	事案報告	聴聞通知	聴聞期日	命令期日	決定日数	執行期日	禁止期間	標章除去
		( )	・	・	・	・	・	・	・	・	日間	・	・ ～ ・	・
		( )	・	・	・	・	・	・	・	・	日間	・	・ ～ ・	・
		( )	・	・	・	・	・	・	・	・	日間	・	・ ～ ・	・
		( )	・	・	・	・	・	・	・	・	日間	・	・ ～ ・	・
		( )	・	・	・	・	・	・	・	・	日間	・	・ ～ ・	・
		( )	・	・	・	・	・	・	・	・	日間	・	・ ～ ・	・
		( )	・	・	・	・	・	・	・	・	日間	・	・ ～ ・	・
		( )	・	・	・	・	・	・	・	・	日間	・	・ ～ ・	・
		( )	・	・	・	・	・	・	・	・	日間	・	・ ～ ・	・

